

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和3年度 大阪市戸籍情報システム用サーバ及び周辺機器一式増設部品 長期借入

### 2 契約の相手方

富士通リース株式会社

### 3 随意契約理由

本契約は、平成31年4月2日付で契約締結した「大阪市戸籍情報システム用サーバ及び周辺機器一式 長期借入」（以下、「本体契約」という）で調達したサーバ機器について令和3年9月から実施を予定している戸籍副本データ管理システムに対し、戸籍副本等情報の全件送信を実施するにあたり、サーバに求められる性能要件を満たすため、メモリの増設を行うものである。

本契約について、本体契約の契約相手方と異なる事業者から借入を行った場合、不具合が生じた際の責任の所在が不明確になり、本体契約の仕様で定めている保守対応が対象外となる。

したがって、サーバに求められる性能要件を満たし、大阪市戸籍情報システムの安定稼働を実現するためには、本体契約の相手方である左記契約の相手方より借入を行い、増設作業及び保守業務を一体的に実施する必要がある。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同社と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-6208-7337）